

まとめ

課税価格を決定するためのポイントは以下のとおりです。

原則的な 決定方法

- ・ 「売手」「買手」は誰か
- ・ 「輸入取引」となるのはどの取引か
- ・ 輸入取引に「特別な事情」はないか
- ・ 「現実支払価格」に含まれるものは何か
- ・ 「加算要素」に該当するものは何か

原則以外の 決定方法

- ・ 同種・類似の輸入貨物はあるか
- ・ 国内販売価格からの逆算はできるか
- ・ 製造原価からの積上げはできるか
- ・ 上記の方法によることができない場合に限り、その他の方法

課税価格の 決定に係る 特例

- ・ 変質又は損傷貨物
 - ・ 航空運賃の特例
 - ・ 個人使用の特例
- } 条件を満たしているか



おわりに

課税価格を決定するための原則的な方法と原則以外の方法、さらにそれ以外の特例についての基本的なルールを見てきました。

これまでの話は、関税評価に初めて接する方を主な対象とした基本的な内容です。

実際に課税価格を決定する際には、法律等の条文、及び関連する通達等の規定を確認してください。

また、税関HPの「質疑応答事例」や「事前教示」のコーナーも参考にしてください。

輸入予定貨物に係る課税価格の決定についてご不明の点があれば、お手元に資料等をご用意の上、東京税関業務部首席関税評価官まで電話、メール等でご相談下さい。

① 03-3599-6411 (9:00~12:00、13:00~17:00)

📧 tyo-gyomu-hyoka@customs.go.jp

【お願い】 仮定の内容では正確な回答をすることができません。「まとめ」で紹介した「課税価格を決定するためのポイント」等がはっきりしているかご確認の上、ご相談下さい。

【参考】 評価申告の手続き

評価申告書の手続きが

必要

- ・ インボイス価格と現実支払価格が一致しない
- ・ 加算要素がある
- ・ 関税定率法第4条の2以下の規定による 等

省略できる

(関税定率法第4条第1項の規定により課税価格を計算する場合)

- ・ 申告に係る貨物の関税が無税（免税）又は従量税の申告
- ・ 仕入書ごとの課税価格の総額が100万円以下の申告（継続取引、分割等を除く）
(関税定率法第4条の2以下の規定により課税価格を計算する場合)
- ・ 無償貨物であるが仕入書等の書類により課税価格の計算ができる申告

【参考】 評価申告の手続き

種類	提出時期	提出先	提出部数
包括申告書	輸入（納税）申告書等の提出以前	貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関長（※）	2 部 （原本及び交付用）
個別申告書	輸入（納税）申告書等の提出と同時	納税申告をする税関長（※）	1 部

（※）支署長、出張所長を含む。

- ・ 原則的な方法で課税価格を決定できる場合（関税定率法第 4 条第 1 項）
⇒ 「**輸入貨物の評価（包括・個別）申告書Ⅰ**」を使用
- ・ 原則的な方法で課税価格を決定できない場合（関税定率法第 4 条の 2 以下）
⇒ 「**輸入貨物の評価（包括・個別）申告書Ⅱ**」を使用
- ・ 個別評価申告の事前審査
輸入申告前に、個別評価申告書を本関の評価部門に提出し、その審査を求めることができます。
事前審査後に交付された個別評価申告書は、輸入申告書に添付して通関部門に提出してください。